

水俣病被害者救済の早期実現をめざす

国会通信 No.5

2025年11月25日発行

発行・ノーモア・ミナマタ

被害者・弁護団全国連絡会議

熊本県水俣市桜井町2丁目2-20

電話 0966-62-7502

FAX 0966-62-1154

水俣病公式確認から70年 被害者が生きているうちに救済を！

国が水俣病の被害を補償することが公正・正義の実現にかなう

水俣病被害者とともに歩む国会議員連絡会（西村智奈美会長）は、2025年11月17日、議員会館内で、『環境被害の責任と費用負担』の著者である除本理史教授（大阪公立大学）を講師に「水俣病被害者に対する国の費用負担」について勉強会を開催しました。要旨をご紹介します。



チッソ金融支援の構造

1978（昭和53）年に被害者切り捨て（52年判断条件）＋チッソ金融支援という環境庁を中心とした体制が形成された。チッソのみが加害者として前面に立ち、国はチッソと熊本県を媒介にして背後に隠れるが、実質的には国が補償金の大部分を負担するという構造。2009年の特措法は、2004年に関西訴訟最高裁判決で国の責任が確定したにもかかわらず、費用負担の仕組みが従来の金融支援の構造と変わっていない。



汚染者負担原則を民間企業に限定する理由はない

汚染者負担原則（Polluter Pays Principle：PPP）は、OECD（経済協力開発機構）が1970年代初めに打ち出した汚染原因者に費用負担を課すべきとの原則で、対象としたのは、事前的対策（被害予防）の費用だったが（市場経済における資源配分の効率性）、日本では、被害補償や原状回復等の事後的対策や行政費用も含めて汚染者に負担させる原則として解釈・適用されてきた（日本型PPP）。これは、補償責任の適切な配分を通じた公正・正義の実現を重視したものである。

公正・正義の観点から国が負担すべき

水俣病では日本型PPPを盾にして行政が責任逃れをしてきたが、2004年関西訴訟最高裁判決以降、チッソだけに負担を負わせる理由はない。チッソにすべての補償責任を負わせることは業績悪化の中で現実性に乏しい。原因企業の資金不足を理由に救済が阻まれるとすれば、公正・正義の実現に反することになる。水俣病新法が成立し、国が前面に出て被害者を救済しても、チッソの責任がなくなるわけではなく、原発被害についての東京電力の責任がなくなるわけでもない。行政の不作為が続く中、立法府・政治の果たすべき役割が大きくなっている。

